留学生受入れに関する
第三者委員会による調査報告書

２０２０年１１月１２日

学校法人札幌国際大学
理事長　上　野　八　郎　殿

留学生受入れに関する調査委員会（第三者委員会）

委員長　　鈴　木　勝　利

委　員　　福　島　啓　充

委　員　　伊勢呂　裕　史

学校法人札幌国際大学（以下，単に「法人」という）は，２０２０年7月１０日，第三者である鈴木勝利（弁護士・学校法人東京音楽大学理事長），福島啓充（弁護士・元検事）及び伊勢呂裕史（学校法人二階堂学園常勤監事）に対し，下記事項の調査を委嘱した。当職らは，弁護士渡邉迅及び弁護士沖山延史を補助者として，留学生受入れに関する調査委員会（第三者委員会）を組織し（上記委員会を，以下，「当委員会」という），委嘱事項について調査を行い，その結果を以下のとおり報告する。なお，当委員会の構成員は，法人及び札幌国際大学（以下，単に「大学」という）との利害関係を有しない。

第１．委嘱事項

大学の前学長である城後豊氏（以下，「城後前学長」という）は，学長在職中に，「２０１９年４月に入学を許可した札幌国際大学の留学生受入れのうちＪＬＰＴのＮ２以上の能力を有さない留学生の受入れは，法令その他コンプライアンスに違反している。」という趣旨の指摘をし，これを学内外に公表した。上記指摘の真偽について，第三者の立場で調査されたい。

第２．調査の概要

１．第三者委員会の開催と調査

当委員会が行った調査の概要は，別紙調査概要一覧表記載のとおりである。なお，城後前学長，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]及び[redacted]の各氏は，当委員会による事情聴取の要請に応じなかった（城後前学長は，札幌地方裁判所あて２０２０年７月３０日付陳述書の写しを提出した）。

２．調査した資料

当委員会が調査した資料は，別紙資料一覧表記載の書類その他関連資料（以下，「一件資料」という）である。

第３．調査の結果（結論）

大学が２０１９年４月に入学を許可した外国人留学生の受入れ（入学試験及び合否判定を含む）は，城後前学長の下で，大学教員の自主的判断に基づいて行われ，入学後の外国人留学生の在籍管理も適正に行われており，法令に適合し，不正その他のコンプライアンス違反は存在しない。

第４．第三者委員会が認定した事実

１．留学生受入れ方針

一件資料によれば，次の事実が認められ，これに反する証拠はない。

⑴　入学定員の未充足

大学は，人文学部，観光学部及びスポーツ人間学部の３学部から構成され，人文学部に現代文化学科（入学定員６０人）及び心理学科（入学定員１２０人。但し，２０２０年度から１００人）が，観光学部に観光ビジネス学科（入学定員９０人）及び国際観光学科（入学定員５０人）が，スポーツ人間学部にスポーツビジネス学科（入学定員６０人）及びスポーツ指導学科（入学定員６０人。但し，２０２０年度から８０人）がそれぞれ設置されている（総入学定員４４０人）。

大学への入学者は，２０１８年度まで一部学科を除き，定員を充たしておらず，特に観光学部国際観光学科の定員充足率は１０％台～２０％台と低く（資料１），補助金も１億２０００万円台～１億７０００万円台で推移していた（資料２）。

⑵　留学生受入れ方針の決定

法人の２０１８年５月３０日開催の理事会は，議案３「中長期計画について」の中で，学生数の大幅増加と留学生の毎年８０人以上の受入れ方針について審議し，上記議案は，全員一致で可決決定された（資料３）。

大学の外国人入学者（編転入学を含む）は２０１８年度まで１人～４人程度で推移してきたところ（資料４），法人は，上記理事会決定に先立つ同年４月１日，中国遼寧省瀋陽市の瀋陽漢和教育培訓学校との間で，学生募集，広報及び試験実施等に関する業務委託契約を結び（資料５），同年６月以降，主として中国の複数都市で留学生入学試験を実施したことにより，２０１９年度春学期入学試験（以下、「２０１９年度入試」という）の外国人志願者は４７人，合格者４４人（合格率９３．６％），入学者４３人と大幅に増加した（資料４）。

大学では，上記方針を踏まえて，日本語担当教員について，２０１８年には専任３人，非常勤３人の計６人，２０１９年には専任６人，非常勤２人に加え，協定校の日本語教員３人の計１１人の体制を整えた。

２．留学生受入れにあたり求められる法令及び規程上の要件

⑴　入学資格

ア　出入国管理及び難民認定法（以下，「入管法」という）上の要件

留学資格に関する入国審査基準は，入管法第７条１項及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」において定められている。

同省令が申請人（留学生）に求める要件は，本邦の大学若しくはこれに準ずる機関，専修学校の専門課程，夜間の大学院，高等学校，中学校などの教育機関に入学して教育を受けること，在留期間中の生活費を支弁する十分な資産を有すること，研究生・聴講生については，各教育機関の入学許可を受け，かつ１週間につき１０時間以上聴講すること，などであるが，留学生にＪＬＰＴのＮ２（以下，単に「Ｎ２」という）以上の日本語能力を求める要件は規定されていない。

したがって，入管法上，留学生にＮ２以上の日本語能力が備わっていることは求められていない。

イ　文部科学省の定める各種通知上の要件

文部科学省の平成３０年（２０１８年）６月４日付「平成３１年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」には，「外国人を対象とした入試」について，「『日本留学試験』の積極的な活用･･･が望ましい」との記載はあるものの，特定のレベル以上の日本語能力を外国人留学生の入学資格として求める旨の記述は存在しない。

よって，文部科学省の通知においても，２０１９年度入試においては，外国人留学生の日本語能力がＮ２レベル相当以上であることは求められていない。

なお，多数の留学生の安易かつ不適切な受け入れや不十分な在籍管理が大量の所在不明者及び不法残留者等を生じさせた東京福祉大学事件の発覚を受けて，文部科学省は，平成３１年（２０１９年）３月２９日付「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理等について（通知）」により，「日本語など必要な能力の基準（学位が授与される正規の教育課程･･･において日本語で授業を行う場合，日本語能力試験Ｎ２レベル相当以上が目安）を明確化」するなど適切な受け入れ及び学業成績，資格外活動の状況等を把握し，長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導など適切な在籍管理の徹底を通知している。また，令和元年（２０１９年）６月４日付「令和２年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」では，「外国人を対象とした入試」について，「日本語で授業を行う場合，日本語能力試験 Ｎ２レベル相当以上が目安」との記載が追加された（同通知９頁）。

ウ　大学が定める外国人留学生規程

大学の外国人留学生規程（以下，「留学生規程」という）第４条（入学資格）には，２０１９年度入試を実施していた２０１８年６月から２０１９年３月当時は，留学生の入学資格として，①日本留学試験（EJU）の得点が２００点以上，②日本語能力試験（JLPT）がＮ２以上，のいずれかに該当する者と定められていた。

しかし，２０１８年５月３０日の理事会で決定した留学生受入れ拡大

という方針を受け，「２０１９年度外国人留学生募集要項」には，出願資格として①日本留学試験（EJU）２００点以上，②日本語能力試験（JLPT）Ｎ２（２級）以上，という要件の他，③「大学の学修が可能であると認められる者」が加えられ，これら３つの条件のいずれかに該当する者に入学資格がある，という内容に変更された。

この募集要項は，２０１９年度入試が開始された２０１８年６月の時点で，城後前学長と[redacted]との間で作成され，実際に外国人留学生の募集時に示されたものである。その後，大学の募集要項は２０１８年１０月１９日に，大学院の募集要項は同年１２月１２日に，それぞれ城後前学長，[redacted]，[redacted]，[redacted]及び上野理事長らの決裁によって事後的に追認された（資料２９）。

したがって，２０１９年度入試募集要項において，外国人留学生は，上記①②のいずれかが入学の必須要件ではなく，大学の授業を受けることが可能な日本語能力を有すると認定されれば，Ｎ２を満たしていなくても入学が可能であった。

もっとも，募集要項の変更と同時並行で外国人留学生規程の変更がなされなかったため，２０１９年度入試においては募集要項と外国人留学生規程との間に齟齬が発生していたことになる。

エ　募集要項と外国人留学生規程の改訂について

２０１９年度入試については，前述の通り募集要項と外国人留学生規程の間に形式的な齟齬があり，厳密には外国人留学生規程の要件を満たしていない外国人留学生が２０１９年度４月以降入学したという結果が発生したことは否めない。

また，募集要項の変更の決裁手続も，本来は，募集時までに完了していることが望ましいことは言うまでもない。

しかし，外国人留学生の受入れ拡大という全学的な決定は２０１８年５月３０日の理事会で既になされていたこと，実際の入試が始まった同年６月２４日までの期間が１ヶ月にも満たず，各種規程の変更手続を行う時間的余裕がなかったと思われること，募集要項の変更が同年１０月ないし１２月の時点で事後的にでも学内で正式に追認されていること，外国人留学生規程自体も，２０１９年８月に募集要項と同様に改正されている（資料３０）ことを考えれば，上記の形式的な齟齬や手続の遅れについて瑕疵の程度は小さく，事後的な追認によってその瑕疵は治癒されている。

よって，これらの事情をもって法令違反に準じるような「コンプライアンス違反」と評価することはできないものと判断する。

⑵　以上より，２０１９年度入試を実施するにあたり，Ｎ２以上の日本語能力を有しない留学生を入学させることは法令違反とはなり得ず，コンプライアンス違反と評価することはできない。

3　留学生入学試験と合否判定

[redacted]

[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]及び上野理事長からの各事情聴取並びに一件資料から，次の事実が認定され，これに反する証拠はない。

(1) 留学生入学試験の実施

ア 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部合同運営委員会規程によれば，大学運営全般に関わる重要事項及び教授会付議事項等を審議する合同運営委員会の下に，入学者選抜方法の検討その他入試制度全般に関する審議を行うため入試制度委員会が置かれると共に，入試判定業務を行うため入試判定委員会が設置され，学長，各学部長，入学センター長及び事務局長等が入試制度委員になると規定されている（第８～９条，１１，１２条）。

２０１８年度の入試制度委員は，城後前学長，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]及び[redacted]であり（資料６），同年度の入試判定委員は，上記入試制度委員会と同じである。

また，入試作問委員会規程によれば，入学試験問題の作問者及び点検者の選出と委任を適切に行うため作問委員会が設置され（第１条），委員は学長が任命するとされている（第３条）。

２０１８年７月２日の第２回入試制度委員会は，留学生の試験科目「日本語による試験」について，２０１８年度入試までは「課題作文（６００字以上８００字以内）」であったのを，２０１９年度入試から「日本語試験（筆記）」（以下、「本件筆記試験」という）に変更した（資料６）。

２０１８年度の作問者のうち、日本語試験の作問者は[redacted]及び[redacted]の２人である（この試験問題が，２０１９年度入試に用いられる）。

作問者が，問題を作成する際，[redacted]から，AO 入試と同程度の問題にすること，試験時間を６０分に設定することなどの指示があったが，それ以外に上野理事長や法人事務局等から内容について指示や介入を受けたことはない。

本件筆記試験は，大学で学ぶための基本的な言語形式と読解力を問う問題であり，言語形式の問題を[redacted]が，読解問題を[redacted]がそれぞれ作成して，お互いにチェックした。留学生の日本語基礎力を測定するため，N2 レベルの問題だけでは判別できない基礎レベルの問題（N3 レベルの問題など）も折り混ぜ，過去の JLPT の試験問題を参考にするなどして A と B の２パターンの問題が作成された。

なお，２０１９年度入試においては，明確な合格基準は設けられていなかった。

イ ２０１９年度入試は，２０１８年６月２４日～２０１９年３月２３日までの間に，別紙留学生入試一覧表記載のとおり行われた。試験は日本語の本件筆記試験と面接試験（外国会場は Web 面接。以下，「本件面接試験」という）で，本件筆記試験の採点は主として作問者が行い，本件面接試験

は２人の教員が受験生と面談し，それぞれが採点する。本件筆記試験は１００点満点，本件面接試験は２０点満点（採点者１人につき１０点満点）で採点される。なお，作問者，採点者は，作問委員会（２０１９年１１月１日に規程ができるまでは入試センター内の作問業務を行う組織を便宜上「作問委員会」と呼称していた）で決めて城後前学長が任命するが，その氏名は公表されない。面接担当者は教務企画課（現国際課）から学科に依頼して選出してもらい，決定している。２０１９年度入試では，試験問題はA，Bの２種類作られ，入学センターの入試実施担当教員が厳重に管理し，試験直前に各試験会場に配布した。

(2) 合否判定

ア 入学試験の採点結果は，入学センターが各学部・各学科で取り纏めて一覧表にし，先ず，事前審査を行う。事前審査は，学科ごとに学部長及び学科長の２人で行い，必要に応じて作問担当者及び面接担当者にヒアリングを行うなどして，本件筆記試験及び本件面接試験の両得点を総合的に考慮して慎重に審議の上，仮の合否判定をする。２０１９年度入試までは合否判定基準を定めず，当該学科において日本語の授業に耐えられるか否かを総合的に判断していた。事前審査の結果（受験生の氏名，受験番号，採点結果，仮の合否判定等を含む）は学部ごとに一覧表にされ，各学部長がこれに署名する。

各学部・各学科の事前審査が済んだら，入試判定委員会が開かれ，留学生入学試験の合否が判定される。同委員会には，大学学長，事務局長，各学部長等が出席し，合否判定が記載された議事録には，大学学長，事務局長，回議者及び記録者の各承認印が捺印される。理事長は，この入試判定委員会に出席せず，合否判定には関与しない。

２０１９年度入試の外国人留学生の合否を決める入試判定委員会は２０１８年7月１８日（第1回），同年7月３０日（第2回），同年１２月１７日（第４回），同年１２月１９日（第5回），２０１９年1月１６日（第６回），同年２月４日（第7回），同年２月２５日（第9回），同年３月１１日（第１０回），同年３月１８日（第１１回），同年３月２５日（第１２回）にそれぞれ開催され，そこにおいて，受験生一人ひとりについて審議がなされ，合格・不合格（出願許可判定を含む）が決定された（資料７，８，１０～１３，１５～１８）。

なお，２０１８年１１月５日（第３回）及び２０１９年１１月２６日（第８回）の両入試判定委員会においては，留学生入学試験の合否判定がなされていない（資料９，１４）。

イ ２０１９年度入試における入学試験の実施，採点及び合否判定のいずれの過程でも，上野理事長，[redacted]その他法人事務局側が何らかの介入・指示をしたり，関係者に合格水準に満たない留学生を合格させるよう圧力をかけるなど不正な事実は認められない。

城後前学長の陳述書５頁（資料１９）に，「２０１９年7月５日，中国の提携校の関係者を招待した懇親会で，・・・理事長は・・・『Ｎ２問題があ

るようだが，そんなこと言っていては誰もうちの大学にはこない。いずれにしても日本語のレベルが問題ではない。大学の商売は，数が優先だ』と言われました。・・・また７月１２日，『今年度入試は留学生が誰でも入れるよう入試関係者に指示する』と理事長がはっきりと言いました。」と記述されている。

これに対し，上野理事長は，上記記述を強く否定している上，事情聴取を行った関係者のいずれも，上野理事長からの不正な介入・指示はなかった旨陳述しており，他に城後前学長の上記記述を裏付ける証拠はない。

また，入試判定委員会は，入試制度委員会で決定した２０２０年４月入学の外国人入学試験（以下，「２０２０年度入試」という）から合否判定基準を定め，筆記試験及び面接試験の両得点が６０％以上を合格とし，得点が５０％～６０％の受験者については両試験の成績を比較して，「本学の学修が可能であると認められる者」といえるかという観点から，慎重に合否を判定することとした。

この結果，２０２０年度入試の外国人留学生の志願者１３６人（２０１９年度は４７人）に対し合格者６４人（２０１９年度は４４人）で，合格率は４７．１％（２０１９年度は９３．６％）と前年比４６．５％も低下しており，むしろ，大学が外国人留学生の受入れについて厳しい姿勢で臨んでいることが認められるのであり，「留学生が誰でも入れる」入学試験を実施していたとは到底いえない。

よって，２０１９年７月頃の話とされる城後前学長の上記記述を事実として認定することはできない。

４．留学生の教育及び在籍管理

[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]及び[redacted]からの各事情聴取並びに一件資料から，次の事実が認定され，これに反する証拠はない。

(1) 入学後の教育

大学は，２０１９年４月に，留学生のクラス分けのため日本語試験（J—CAT[1]）を行った。その結果，観光学部の一部教員から，N2以上の語学力（J-CAT では２００点相当）を持つ留学生は３割強であり，日本語能力が低く，授業に支障が生じている旨の指摘がなされた。

上記指摘を受けて，[redacted]は，次年度の入試に生かすために，[redacted]に資料を作成するよう指示し，城後前学長に対し，関係者一同を集めて，今後の対策を協議する会合の設定を依頼した。その結果，同年５月１５日，上記協議が行われ（資料２０），[redacted]が中心となって作成した同日付「留学生の現状について」と題する資料が

[1] 日本語学習者を対象とした日本語能力の判定をインターネット上で，時間・場所の制約なしに実施できるアダプティブテスト（適応型テスト）。聴解、文字・語彙、文法、読解の４つのセクションから構成される。

共有された（資料２１）。同資料によれば，観光学部の１，３年生の留学生のうち約３分の１が「授業参加がほぼできない」と記載されており，その対策として，「日本語レベルを可能な限り上げる」，「入試プロセスの分析と改善を早急に実施」などと記載されている。上記会議の結果，プロジェクトチームを立ち上げ，問題のある学生のリストアップと個別指導，語学教員等による集中的な日本語指導などの対策が確認された。

また，同年５月２２日，留学生の諸課題に関するプロジェクト会議が開催され，留学生の学修効果向上のため講義等において英文の配付資料や説明資料の活用，充実に努めること等が勧告された（資料２２）。

その他，大学においては，留学生の日本語能力向上のため，日本語教員の増員に加えて，日本語の授業回数及びクラス数を増やす，レベルチェックのためのプレイスメントテスト及び学内オリジナルテストの回数を増やす，レベルに応じた副教材の作成などの対応を行った。

その結果，２０１９年４月のJ-CATにおいて，城後前学長らよりＮ２以下の不十分な日本語能力しか有しないと指摘された学生３８人（学部学生２８人・科目等履修生１０人）のうち，約半数の２０人は，２０２０年４月１３日の時点で，Ｎ２相当とされる２００点以上を取得しており，その他の学生も日本語の授業を受講して多くの単位を取得し，また概ね成績の上昇がみられるなど，全体として日本語能力の向上が認められる（資料２３）。

⑵　入学後の在籍管理

大学は，東京福祉大学事件と大きく異なり，以下のとおり，留学生の在籍管理も適正に行っている。国際課は，外国人留学生各自に，各人の母国語を得意とする者を含む２名の担当者を付け，留学生が来日する際は空港まで迎えに行き，役所に同行して必要な行政手続をサポートしたり，大学が住居を借り上げて手配する，体調が悪ければ病院に連れて行く，自宅まで送り届けるなどの懇切な対応を行っている。

また，各担当者は，資格外活動許可に係る稼働状況調査表でアルバイト先の就労状況を把握し，留学生ごとにカルテを作成して授業への出席状況，健康状況，経済状況などを管理し，さらに，web出欠管理システムを利用して各科目の出欠状況も把握し，欠席した留学生には連絡を取り，必要に応じて面談も実施している。

上記に加えて，各担当者は，SNSなどを通じて，いつでも留学生と連絡が取れる状況にあり，学校生活のみならず，私生活における様々な場面でも相談に乗るなど，きめ細かいサポートを実施していることが認められる。

⑶　上記のとおり，大学においては，入学後の留学生に対する教育及び在籍管理も適正になされており，日本語能力の水準を問わず，留学生なら誰でも入れるなどの安易な受け入れや，杜撰な在籍管理により行方不明者，不法滞在者を生じさせるなどの事態は生じていない。

よって，文部科学省の平成３１年（２０１９年）３月２９日付「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理等について（通知）」に照らしても，大学の留学生に対する入学後の教育及び在籍管理は適正と認められる。

５．結語

以上より，大学が実施した２０１９年度の留学生受入れについては，その募集，入試，合否判定及び教育・在籍管理までの全ての過程において，法令違反その他のコンプライアンス違反は見当たらないため，当委員会は，前記第３の通り結論づけた。

第５　補足（城後前学長が「コンプライアンス違反」を指摘した背景）

当委員会の調査結果としては上記の通りであるが，当委員会が設置されたのは，２０１９年度入試にコンプライアンス違反があるという城後前学長による指摘がなされたからである。そこで，本報告書においても，このような指摘がなされた背景について若干触れておくこととする。

[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]，[redacted]及び[redacted]からの各事情聴取並びに一件資料から，次の事実が認められ，これに反する証拠はない。

１　留学生受け入れに対する城後前学長の言動

⑴　前述（４⑴）のとおり，城後前学長は，２０１９年４月ころ，一部教員から，同年４月に行われたJ－CATの試験結果（資料２３）から２０１９年度留学生の日本語能力が授業に耐えられないと指摘され，同年５月１５日に開催された協議において，「留学生の現状について」と題する資料（資料２１）を見せられた。

城後前学長は，同年６月ころ，外国人留学生の日本語能力の問題を，折りから発覚した東京福祉大学の留学生大量失踪事件と関連付け，「札幌国際大学も東京福祉大学と同じような事態になっているという認識をもち，ここで初めてこの問題がコンプライアンス違反で重大な問題だという認識を持つに至り」（資料１９の４頁），当時，留学生の増加を目指していた上野理事長の考えに反対するようになった。

そして，城後前学長は，同年７月１８日開催の理事会において，予定していた議事進行を遮って資料２１のレジュメを提出し（資料２４），理事会において初めて留学生問題を取り上げた。

その後行われた同年８月７日の理事会において，城後前学長は，「N２レベルに満たない学生も在籍していることは，外部コンプライアンス上重大な問題であり，入学資格を規定した本学規程に違反していることから内部コンプライアンス違反にもなる」と発言し，これに対し，[redacted]，[redacted]及び[redacted]らから，「N２は日本語能力測定の一つであって単一の物差しではない」「学問分野や領域，授業の難易度等により求められる日本語能力には一定の幅がある」等の意見が出された（資料２５）。なお，この理事会では，一部の理事から監事監査を行うことが要求され，実際に監事監査が行われているが，令和２年（２０２０年）１月２１日付監査報告書においても，N２という日本語能力が入管法上求められたものでないことや，文部科学省が入学資格として各大学に要求している

ものではないことなどが各機関へのヒアリングで明らかになったと報告されており，コンプライアンス違反は指摘されていない（資料２６）。

(2) このような学内状況の中で，同年１０月ころ，上野理事長の経営方針は金を使い過ぎると反対意見を持っていた[redacted]，[redacted]及び[redacted]は，学外で協議して次期理事長の交代が必要であることを確認し，上野理事長再選阻止計画が立ち上がった。そして，同年１１月１日，城後前学長は，[redacted]，[redacted]及び[redacted]から，上野理事長再選阻止計画への参加を求められ，これに賛同した。

ところが，同年１１月終わりころ，上記計画が理事過半数の賛同が得られないことにより頓挫した。

さらに，城後前学長は，同年１２月１３日開催の学長選考委員会において次期学長に選考されないことになり，上野理事長に対する悪感情が更に増幅したものと推認される。

２　城後前学長による教員説明会及び報道機関への公表

城後前学長は，２０２０年1月１０日，教職員に対し，「法人事務局（理事長）の『２０１９年度外国人留学生の施策』はコンプライアンス違反である」との学長声明を発表し，教職員向けの説明会を開催した（資料２７）。

さらに，同年1月１６日，[redacted]に対し，「留学生に関するコンプライアンス違反の懸念」「(学長は）そのような違法状態を是正すべく」等と記載された同年1月１１日付文書を交付し（資料２８），更に同年３月３１日，[redacted]同席の下で記者会見を行い，同趣旨のことを報道関係者に公表したものである。

３　小括

以上が，城後前学長がコンプライアンス違反を指摘した一連の背景事情である。城後前学長は当委員会のヒアリングを拒否したため，同人が主張する「コンプライアンス違反」の具体的な内容は不明であるが，資料１９の陳述書によれば，２０１９年４月入学の留学生の日本語能力が低いことを以って，「札幌国際大学も東京福祉大学と同じような事態になっている」と認識し，この認識から「コンプライアンス違反」という結論を導き出している。

しかし，法人及び大学が留学生に対し行った２０１９年度入試は，前記のとおり適正かつ合法的に行われ，学生に対する在籍管理も充分に尽くされており，そもそも城後前学長の上記認識が間違っており，間違った認識を元に出された「コンプライアンス違反」という結論は，根拠のないものと断定せざるを得ない。

以上

調査概要一覧表

調査年月日	調　査　内　容	担　当　者
２０２０年8月3日	第１回委員会（調査方針の検討）	鈴木・福島・伊勢呂・渡邉・沖山
8月１７日	第２回委員会（事情聴取対象者の選定と聴取内容の検討）	鈴木・福島・伊勢呂・渡邉
8月３１日	[redacted]の各氏より事情聴取	鈴木・福島・伊勢呂・渡邉
9月1日	[redacted]の各氏より事情聴取	鈴木・福島・伊勢呂・渡邉
9月１０日	[redacted]の各氏より事情聴取	鈴木・福島・伊勢呂・渡邉
9月２３日	[redacted]の各氏より事情聴取	鈴木・福島・伊勢呂・沖山
9月２４日	[redacted]及び上野八郎（理事長）の各氏より事情聴取	鈴木・福島・伊勢呂・沖山
１０月２９日	第３回委員会（調査結果に基づく評議）	鈴木・福島・伊勢呂・渡邉・沖山
１１月１０日	第４回委員会（調査結果に基づく評議。調査報告書作成）	鈴木・福島・伊勢呂・渡邉・沖山

資料一覧表

No	資料名
1	「２０２０年度入学者数」と題する資料
2	「過去５年間の補助金額の推移」と題する資料
3	２０１８年５月３０日理事会議事録
4	「２０１６年度～２０２０年度入試状況について」と題する資料
5	２０１８年４月１日付業務委託契約書
6	平成３０年度第２回入試制度委員会議事録
7	平成３０年度　第１回入試判定委員会議事録
8	平成３０年度　第２回入試判定委員会議事録
9	平成３０年度　第３回入試判定委員会議事録
１０	平成３０年度　第４回入試判定委員会議事録
１１	平成３０年度　第５回入試判定委員会議事録
１２	平成３０年度　第６回入試判定委員会議事録
１３	平成３０年度　第７回入試判定委員会議事録
１４	平成３０年度　第８回入試判定委員会議事録
１５	平成３０年度　第９回入試判定委員会議事録
１６	平成３０年度　第１０回入試判定委員会議事録
１７	平成３０年度　第１１回入試判定委員会議事録
１８	平成３０年度　第１２回入試判定委員会議事録
１９	２０２０年７月３０日城後前学長陳述書
２０	２０１９年５月１５日付会議議事録
２１	２０１９年５月１５日付「留学生の現状について」と題する資料
２２	２０１９年５月２２日付プロジェクト会議議事録
２３	「前学長が基準以下と指摘した外国人留学生の動向」と題する表
２４	２０１９年７月１８日付理事会議事録
２５	２０１９年８月７日付理事会議事録
２６	令和２年（２０２０年）１月２１日付監査報告書
２７	城後学長による教職員向け説明会資料
２８	令和２年（２０２０年）１月１１日付[redacted]宛書面
２９	決裁書（２０１９年外国人留学生募集要項に関する）
３０	決裁書（外国人留学生規程の改定に関する）

留学生入試一覧表

	試験実施日	試験会場	試験問題	入試種別	希望学科	出願者数	受験者数	合格者数	入学者数
1	2018/6/24	中国 西安外事学院	[redacted]	特別入学	国際観光学科	10	10	8	2
2	2018/7/10	中国 瀋陽	[redacted]	特別入学	国際観光学科	3	3	3	3
				編入学 3年次	国際観光学科	1	1	1	1
3	2018/7/17	中国 保定学院	[redacted]	編入学 3年次	観光ビジネス学科	1	1	1	1
4	2018/7/18	中国 吉林財経大学	[redacted]	大学院	観光学研究科	5	5	0	0
5	2018/9/5	中国 広州城市職業学院	[redacted]	編入学 3年次	現代文化学科	1	1	1	1
6	2018/11/21	中国 瀋陽	[redacted]	特別入学	国際観光学科	3	3	3	3
				編入学 2年次	国際観光学科	1	1	1	1
				編入学 3年次	国際観光学科	3	3	3	3
7	2018/11/22	中国 瀋陽	[redacted]	編入学 3年次	現代文化学科	1	1	1	1
8	2018/11/27	中国 桂林旅游学院	[redacted]	編入学 3年次	国際観光学科	2	2	2	2
		中国 吉林財経大学	[redacted]	編入学 3年次	国際観光学科	2	2	2	2
9	2018/12/11	中国 深圳職業技術学院	[redacted]	編入学 3年次	国際観光学科	6	6	6	6
10	2018/12/15	札幌国際大学	[redacted]	特別入学	心理学科子ども心理専攻	1	1	1	1
				特別入学	観光ビジネス学科	3	3	3	3
				特別入学	国際観光学科	4	4	4	4
				編入学 3年次	心理学科臨床心理専攻	1	1	1	1
				編入学 3年次	観光ビジネス学科	1	1	1	1
				編入学 3年次	国際観光学科	1	1	1	1
11	2018/12/18	中国 瀋陽	[redacted]	特別入学	国際観光学科	1	1	1	1
				編入学 2年次	国際観光学科	1	1	1	1
				編入学 3年次	心理学科子ども心理専攻	1	1	0	0
				編入学 3年次	国際観光学科	2	2	1	1
12	2019/1/7	ベトナム ハノイ	[redacted]	特別入学	国際観光学科	1	1	1	1
		中国 瀋陽	[redacted]	特別入学	観光ビジネス学科	1	1	1	1
				編入学 3年次	国際観光学科	1	1	1	1
			-	大学院	観光学研究科	1	1	1	1
13	2019/2/1	中国 瀋陽	[redacted]	大学院	観光学研究科	1	1	0	0
14	2019/2/21	中国 瀋陽	[redacted]	特別入学	観光ビジネス学科	1	1	1	1
				特別入学	国際観光学科	1	1	1	1
15	2019/3/9	札幌国際大学	-	大学院	観光学研究科	2	2	2	2
16	2019/3/11	中国 瀋陽	[redacted]	特別入学	心理学科臨床心理専攻	1	1	1	1
				特別入学	国際観光学科	3	3	3	3
				大学院	観光学研究科	1	1	1	1
17	2019/3/18	中国 瀋陽	[redacted]	特別入学	観光ビジネス学科	1	1	1	1
				特別入学	国際観光学科	4	4	4	4
18	2019/3/23	札幌国際大学	[redacted]	特別入学	現代文化学科	3	3	3	3
				特別入学	心理学科臨床心理専攻	2	2	2	1
				特別入学	観光ビジネス学科	5	5	5	5
				特別入学	国際観光学科	4	4	2	2
						88	88	76	69